

株主総会参考書類

1. 総株主の議決権の数 4,360,732個

2. 議案に関する説明及び参考事項

第1号議案 第22期利益処分案承認の件

当期の利益処分は、今後の事業展開や経営基盤の強化等を総合的に勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要事項と認識しており、財務面の健全性を維持しつつ、安定的な配当を継続していくことを会社の基本方針としております。

当期の業績につきましては、固定通信事業については引き続き厳しい環境にあるものの、移動通信事業の好調により業績は順調に推移しております。

このような観点から、当期の利益配当金につきましては、将来の業績向上に向けた事業展開などを踏まえつつ、株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表するとともに、株主の皆様への利益還元を促進するため、1株につき1,000円増配し、4,500円〔平成17年11月実施の中間配当金1株につき3,500円を含め、配当金は1株につき年8,000円となります。〕とさせていただきますと存じます。

また、当期の役員賞与金につきましては、期末時の取締役11名及び監査役4名に対し、役員賞与金82,800,000円（うち監査役分12,700,000円）を支給いたしたいと存じます。

利 益 処 分 案

(単位：円)

摘 要	金 額
当 期 未 処 分 利 益	138,801,516,834
特 別 償 却 準 備 金 取 崩 額	652,657,662
合 計	139,454,174,496
これを次のとおり処分いたします。	
配 当 金 (1株につき4,500円)	19,668,095,370
役 員 賞 与 金 (うち監査役分)	82,800,000 (12,700,000)
特 別 償 却 準 備 金	569,683,200
別 途 積 立 金	79,700,000,000
次 期 繰 越 利 益	39,433,595,926

(注) 平成17年11月24日に14,624,913,310円（1株につき3,500円）の中間配当を実施いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を改めるもので、議案の要領（変更の理由及びその内容）は次のとおりであります。

(1) 変更の理由

- ① 「鉄道事業法等の一部を改正する法律」（平成14年法律第77号）が施行されたことに伴い、「貨物運送取扱事業法」の法律名称及び用語が変更されたことから、第2条（目的）の修正を行うものであります。
- ② 「会社法」（平成17年法律第86号）及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号、以下「整備法」という）が施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - (i) 会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第4条（機関）を新設するものであります。
 - (ii) 会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第7条（株券の発行）を新設するものであります。
 - (iii) 「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）第94条及び第133条第3項並びに「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）第161条第4項及び第162条第4項の規定に従い、株主総会参考書類等のインターネット開示制度を採用するため、第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
 - (iv) 会社法第310条及び会社法施行規則第63条第5項の規定に従い、株主総会における代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法及び代理人の数を明確にするため、現行定款第15条（議決権の代理行使）を変更するものであります。
 - (v) 会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面又は電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第25条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。
 - (vi) 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するとともに、旧商法の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更や字句の修正等、所要の変更を行うものであります。
 - (vii) 会社法施行に伴い端株制度が廃止となり、整備法第86条において端株に関する経過措置が規定されたことに伴い、現存する端株の取扱いについて附則を設けるものであります。
- ③ 上記の変更に伴う条数の繰り下げ等条文の整備及び一部字句の修正を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容につきましては、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (26) <u>貨物運送取扱事業法</u>に基づく第1種利用運送事業 (新 設)</p> <p>第4条(公告の方法) 当社の公告は、<u>電子公告により行う</u>。ただし、事故 その他やむを得ない事由により<u>電子公告による</u>ことが できないときは、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第5条(発行する株式の総数) 当社の<u>発行する株式の総数</u>は、7,000,000株とす る。 (新 設)</p> <p>第6条(自己株式の取得) 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号</u>の規定によ り、取締役会の決議をもって、自己株式を取得するこ とができる。</p> <p>第7条(端株の買増請求) <u>当社の端株を有する者は、株式取扱規則に定めると ころにより、その有する端株と併せて1株となるべき端 株を当社に対し売渡すことを請求することができる。</u></p>	<p>第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (26) <u>貨物利用運送事業法</u>に基づく第1種<u>貨物利用運送</u> 事業 <u>第4条(機 関)</u> 当社は、<u>株主総会及び取締役のほか、次の機関を置 く。</u> (1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条(公告方法) 当社の公告<u>方法</u>は、<u>電子公告とする</u>。ただし、事故 その他やむを得ない事由によつて<u>電子公告による公告を することができない場合は、日本経済新聞に掲載して行 う。</u></p> <p>第6条(発行可能株式総数) 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、7,000,000株とする。</p> <p>第7条(株券の発行) <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第8条(自己の株式の取得) 当社は、<u>会社法第165条第2項</u>の規定により、取締 役会の決議によつて<u>市場取引等により自己の株式</u>を取得 することができる。 (削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p><u>第8条（基準日）</u> <u>当社は、毎年3月31日における最終の株主名簿及び実質株主名簿（以下「株主名簿等」という。）に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p><u>2. 前項その他本定款に定めのあるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿等に記載又は記録された株主若しくは登録質権者又は同日における最終の端株原簿に記載又は記録された端株主をもって、その権利を行使すべき者とする。</u></p> <p>第9条（株式取扱規則） <u>当社の株券の種類、株券の分割・併合・再発行に関する手続き及び株式の名義書換その他株式に関する取扱並びに手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第10条（名義書換代理人） <u>当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p><u>2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p><u>3. 当社の株式の名義書換、端株原簿及び実質株主名簿への記載又は記録並びに株券喪失登録手続その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第11条（招 集） <u>当社の定時株主総会は、毎決算期後3か月以内に招集する。</u></p> <p><u>2. 前項のほか、必要があるときは、随時に臨時株主総会を招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p>第9条（株式取扱規則） <u>当社の株式及び新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第10条（株主名簿管理人） <u>当社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p><u>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p><u>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>第11条（招 集） <u>当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集する。</u></p> <p><u>2. 前項のほか、必要がある場合には、臨時株主総会を招集する。</u></p> <p><u>第12条（定時株主総会の基準日）</u> <u>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第12条 (記載省略)</p> <p>第13条 (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第14条 (決議の方法)</p> <p>株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>第15条 (議決権の代理行使)</p> <p>株主は、他の株主を代理人として、株主総会において議決権を行使することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第16条 (記載省略)</p> <p>第17条 (取締役の選任)</p> <p>取締役は、株主総会でこれを選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>2. <u>前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使すべき者とする。</u></p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第16条 (決議の方法)</p> <p>株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項の定めによる株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>第17条 (議決権の代理行使)</p> <p>株主は、<u>当会社の議決権を行使することができる他の株主1名</u>を代理人として、株主総会において議決権を行使することができる。</p> <p>2. <u>株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>第19条 (取締役の選任)</p> <p>取締役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. 前項の選任決議については、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第18条（取締役の任期） 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了<u>すべき</u>時までとする。</p> <p>3. 増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了<u>すべき</u>時までとする。</p> <p>第19条（役付取締役の<u>選任</u>並びに最高顧問及び相談役の委嘱） 取締役会の<u>決議をもって</u>、取締役会長、取締役社長各1名並びに取締役副会長若干名を<u>定める</u>ことができる。</p> <p>2. 取締役会は、その<u>決議をもって</u>、最高顧問及び相談役を委嘱することができる。</p>	<p>第20条（取締役の任期） 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了<u>する</u>時までとする。</p> <p>3. 増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了<u>する</u>時までとする。</p> <p>第21条（役付取締役の<u>選定</u>並びに最高顧問及び相談役の委嘱） 取締役会は、<u>その決議によって</u>、取締役会長、取締役社長各1名並びに取締役副会長若干名を<u>選定する</u>ことができる。</p> <p>2. 取締役会は、その<u>決議によって</u>、最高顧問及び相談役を委嘱することができる。</p>
<p>第20条（代表取締役） 取締役社長はこれを代表取締役とする。</p> <p>2. 前項のほか、<u>取締役会の決議をもって</u>、<u>取締役のなかから</u>、代表取締役を<u>定める</u>ことができる。</p>	<p>第22条（代表取締役） 取締役社長はこれを代表取締役とする。</p> <p>2. 前項のほか、<u>取締役会は、その決議によって</u>、<u>取締役の中から</u>代表取締役を<u>選定する</u>ことができる。</p>
<p>第21条（取締役の報酬） 取締役の報酬は、株主総会に<u>おいて定める</u>。</p>	<p>第23条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）</u>は、株主総会の<u>決議によって定める</u>。</p>
<p>第22条（記載省略） （新 設）</p>	<p>第24条（現行どおり） 第25条（取締役会の決議の省略） <u>当会社は、取締役の全員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>
<p>第23条（記載省略） 第24条（記載省略）</p>	<p>第26条（現行どおり） 第27条（現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第25条（監査役の選任） 監査役は、株主総会でこれを選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。</u></p> <p>第26条（監査役の任期） 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。</p> <p>第27条（常勤監査役） 監査役は、その<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>第28条（監査役の報酬） 監査役の報酬は、株主総会において定める。</p> <p>第29条（記載省略）</p> <p>第30条（記載省略）</p> <p>第31条（営業年度） 当会社の<u>営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日をもって決算期とする。</u></p> <p>第32条（利益配当金） 当会社の利益配当金は、毎年3月31日における最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録質権者及び毎年3月31日における最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。</p> <p>第33条（中間配当） 当会社は、取締役会の決議をもって、毎年9月30日における最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録質権者及び毎年9月30日における最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、<u>商法第293条ノ5の規定にもとづく金銭の分配（中間配当）をすることが</u>できる。</p>	<p>第28条（監査役の選任） 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議については、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。</u></p> <p>第29条（監査役の任期） 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>第30条（常勤監査役） 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>第31条（監査役の報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第32条（現行どおり）</p> <p>第33条（現行どおり）</p> <p>第34条（事業年度） 当会社の<u>事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p>第35条（期末配当金） 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。</u></p> <p>第36条（中間配当金） 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）を支払うことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第34条（配当金等の除斥期間）</p> <p><u>利益配当金及び中間配当金が支払提供の日から満3年を経過しても、なお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p>（新 設）</p>	<p>第37条（期末配当金等の除斥期間）</p> <p><u>期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても、なお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p>（附則）</p> <p><u>第1条 当会社の端株を有する者は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する端株と併せて1株となるべき端株を当会社に対し売渡すことを請求することができる。</u></p> <p><u>第2条 当会社は、端株につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p><u>2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p><u>3. 当会社の端株原簿の作成及び備置きその他の端株原簿に関する事務は、これを名義書換代理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p><u>第3条 当会社の端株に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> <p><u>第4条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日における最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、期末配当金を支払う。</u></p> <p><u>第5条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日における最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、中間配当金を支払うことができる。</u></p> <p><u>第6条 附則第1条乃至本条は、当会社の端株が存在しなくなったときをもって削除されるものとする。</u></p>

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（11名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 当社株式数
1	あまのさだのり 天野 定 功 (昭和19年6月19日生)	平成13年1月 総務省総務審議官 平成14年2月 財団法人データ通信協会顧問 平成14年4月 財団法人簡易保険福祉事業団理事長 平成14年8月 財団法人ポータルサービスセンター理事長 平成15年4月 財団法人国際通信経済研究所理事長 平成16年1月 株式会社大和総研顧問 平成16年7月 当社特別顧問 平成17年6月 当社代表取締役副会長、現在に至る	21.00株
2	おのでらただし 小野 寺 正 (昭和23年2月3日生)	平成元年6月 当社取締役 平成7年6月 当社常務取締役 平成9年6月 当社代表取締役副社長 平成13年6月 当社代表取締役社長 平成17年6月 当社代表取締役社長兼会長、現在に至る	393.10株
3	やまもとまさひろ 山 本 正 博 (昭和17年1月4日生)	平成9年6月 当社取締役 平成12年4月 当社代表取締役専務 平成13年6月 当社代表取締役執行役員副社長、現在に至る 平成17年6月 当社子会社担当、総務本部担当 平成18年4月 当社子会社担当、総務・人事本部担当、現在に至る	90.00株
4	なかののぶひこ 中 野 伸 彦 (昭和20年10月12日生)	平成7年6月 当社取締役 平成9年6月 当社常務取締役 平成13年6月 当社執行役員常務 平成15年4月 当社執行役員専務 平成15年6月 当社取締役執行役員専務 平成17年4月 当社全社営業担当 平成17年6月 当社代表取締役執行役員副社長、現在に至る 当社全社営業担当、マーケティング本部担当、現在に至る	17.00株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 当社株式数
5	いとう やす ひこ 伊藤 泰彦 (昭和20年12月21日生)	平成12年10月 当社取締役 平成13年6月 当社執行役員常務 平成15年4月 当社執行役員専務 平成15年6月 当社取締役執行役員専務 平成17年4月 当社全社技術担当兼技術統轄本部長 平成17年6月 当社代表取締役執行役員副社長、現在に至る 平成17年12月 当社全社技術担当、現在に至る	17.34株
6	なが お きとし 長尾 哲 (昭和21年10月29日生)	平成13年6月 当社執行役員常務 平成15年4月 当社執行役員専務 平成15年6月 当社取締役執行役員専務 平成17年6月 当社代表取締役執行役員副社長、現在に至る 平成18年4月 当社経営管理本部担当兼渉外・広報本部長 当社経営管理本部担当、現在に至る	22.00株
7	もろ すみ ひろ ふみ 両角 寛文 (昭和31年5月2日生)	平成7年6月 当社取締役 平成13年6月 当社執行役員 平成15年4月 当社執行役員常務 平成15年6月 当社取締役執行役員常務、現在に至る 平成17年4月 当社au事業本部長 平成17年12月 当社コンシューマ事業統轄本部長、現在に至る	29.00株
8	うし お じ ろう 牛尾 治朗 (昭和6年2月12日生)	昭和54年4月 ウシオ電機株式会社代表取締役会長、現在に至る 昭和59年6月 当社設立、取締役 平成12年4月 当社代表取締役会長 平成15年6月 当社取締役、現在に至る	25.00株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 当社株式数
9	なかむらのぼる 中村 昇 (昭和19年10月6日生)	平成3年6月 京セラ株式会社取締役 平成7年6月 同社常務取締役 平成9年6月 同社代表取締役専務 平成11年6月 同社代表取締役副社長 平成14年8月 京セラケミカル株式会社代表取締役副社長 平成15年6月 京セラ株式会社取締役 平成17年6月 京セラケミカル株式会社代表取締役社長 平成17年9月 日本メディカルマテリアル株式会社代表取締役社長、現在に至る 平成18年4月 京セラ株式会社代表取締役会長、現在に至る 京セラケミカル株式会社代表取締役会長、現在に至る	1.00株
10	おくだひろし 奥田 碩 (昭和7年12月29日生)	平成7年8月 トヨタ自動車株式会社代表取締役社長 平成10年12月 KDD株式会社取締役 平成11年6月 トヨタ自動車株式会社代表取締役会長、現在に至る 平成12年10月 当社監査役 平成13年6月 当社取締役、現在に至る	5.00株
11	かつまたつねひさ 勝俣 恒久 (昭和15年3月29日生)	平成8年6月 東京電力株式会社取締役 平成10年6月 同社代表取締役常務取締役 平成11年6月 同社代表取締役副社長 平成14年10月 同社代表取締役社長、現在に至る	0株

- (注) 1. 勝俣恒久氏は、東京電力株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社と光ファイバー事業等において競業関係にあります。
2. その他の候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
3. 中村 昇、奥田 碩及び勝俣恒久の各氏は、社外取締役の要件を満たしております。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査体制の強化を図るため監査役を1名増員いたしたく、祢津信夫氏の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、監査役辻吉昭氏は、一身上の都合により本総会終結の時をもって辞任により退任されますので、その補欠として米澤隆志氏の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、候補者の選定にあたっては、取締役とは独立の立場から監査を行う能力・識見を持ち、適正な監査を行っていただける方を基準としており、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 当社株式数
1	ね づ のぶ お 祢 津 信 夫 (昭和20年2月3日生)	平成12年10月 当社取締役 平成13年6月 当社執行役員 平成15年4月 当社執行役員常務 平成15年6月 当社取締役執行役員常務、現在に至る 平成17年1月 当社ブロードバンド・コンシューマ事業本部長兼メタルプラス事業推進本部長 平成17年12月 当社リスク管理本部管掌、現在に至る	39.51株
2	よね ざわ たか し 米 澤 隆 志 (昭和17年5月4日生)	平成5年7月 国土庁長官官房審議官(地方振興局担当) 平成6年7月 建設省大臣官房付 平成6年7月 財団法人河川情報センター理事 平成10年7月 社団法人日本高層住宅協会専務理事 平成13年4月 財団法人自転車駐車場整備センター専務理事、現在に至る	0株

(注) 1. 上記の候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

2. 監査役候補者米澤隆志氏は、社外監査役の要件を満たしております。

第5号議案 取締役の報酬額改定及びストックオプションの内容決定の件

(1) 議案提案の理由

当社は、職務遂行並びに業績向上へのインセンティブを高めることを狙いとして、ストックオプションの目的で取締役に対して新株予約権を無償で発行してまいりました。

会社法施行前におきましては、ストックオプションについて、株主様以外の方に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものとして、その発行手続においては特別決議によるご承認となっておりますが、会社法施行後は、ストックオプションとして発行される新株予約権が、取締役の報酬等に該当すると位置づけられたことに伴い、取締役の報酬等を変更するものであります。

(2) 議案の内容

当社の取締役報酬額は平成13年6月26日開催の第17期定時株主総会において月額4,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、当該取締役報酬額とは別枠で、ストックオプションとして当社取締役に発行する新株予約権に関する報酬額として年額4,000万円以内とすることにつきご承認をお願いするものであります。

現在の取締役は11名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は11名（うち本議案の新株予約権付与対象者は7名）となる予定であります。

なお、今後につきましては、新株予約権の公正価額を払込金額とし、当該払込金額を取締役の当社に対する報酬債権をもって相殺することを条件として、当社取締役会の決議によりストックオプションとしての新株予約権を発行する方法へ変更いたします。

ストックオプションとして取締役に発行する新株予約権の内容は次のものといたします。

① 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式200株を各事業年度に係る定時株主総会開催日の翌日以降1年間に発行する新株予約権の行使により交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は併合）の比率

② 新株予約権の総数

200個を各事業年度に係る定時株主総会開催日の翌日以降1年間に発行する新株予約権の上限とする。

（新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株。ただし①に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

③ 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に②に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

新株予約権の発行日を末日とした過去1ヶ月間の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1,000円未満の端数は切り上げる。

ただし、その価額が新株予約権の発行日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近の終値）を下回る場合は、当該終値に1.05を乗じた金額とし、1,000円未満の端数は切り上げる。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1,000円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行（時価発行として行う公募増資及び第三者割当増資並びに新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1,000円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

- ④ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の割当日の属する年の2年後の10月1日から2年間とする。
- ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- ⑥ その他の新株予約権の内容等については、本件新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

第6号議案 従業員等に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社及び当社子会社等の執行役員、理事、顧問及び従業員並びに当社子会社等の取締役に対し、特に有利な条件をもって、ストックオプションとして新株予約権を発行すること並びに本件新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

(1) 特に有利な条件による新株予約権の発行を必要とする理由

職務遂行及び業績向上へのインセンティブを高めることを目的として、当社及び当社子会社等の執行役員、理事、顧問及び従業員並びに当社子会社等の取締役に対し、新株予約権を無償で割当てております。

(2) 新株予約権の内容及び数の上限

① 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式4,800株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は併合）の比率

② 新株予約権の総数

4,800個を上限とする。

（新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株。ただし①に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

③ 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に②に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

新株予約権の発行日を末日とした過去1ヶ月間の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1,000円未満の端数は切り上げる。

ただし、その価額が新株予約権の発行日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近の終値）を下回る場合は、当該終値に1.05を乗じた金額とし、1,000円未満の端数は切り上げる。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1,000円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額＝調整前払込金額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行（時価発行として行う公募増資及び第三者割当増資並びに新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1,000円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

- ④ 新株予約権を行使することができる期間
平成20年10月1日から平成22年9月30日まで
 - ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。残額は資本準備金に組み入れるものとする。
 - ⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
 - ⑦ 新株予約権の取得の条件
 - (i) 当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - (ii) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書が当社株主総会で承認された場合又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ⑧ 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (3) 新株予約権の発行価額
金銭の払込みは不要とする。
- (4) その他の新株予約権の行使の条件等については、本件新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて】

議決権をインターネットにより行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「仮パスワード」をご利用になり、パソコン又は携帯電話（EZweb、iモード、Vodafone live!）から下記の議決権行使サイトにアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、お手続きにあたっては下記事項をご了承のうえ行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. 議決権行使サイトのご案内

当社の指定する議決権行使サイト：<http://www.evote.jp/>

インターネットによる議決権行使は、株主総会前日の平成18年6月14日（水曜日）24時よりも前に行使されたものについて受け付けますが、議決権行使結果の集計の都合上、**可能な限りお早め**に行使していただきますようお願いいたします。

2. お手続きについてのご注意

(1) パスワードの変更等セキュリティについて

株主様以外の方による不正アクセス（いわゆる「なりすまし」）や、議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には「仮パスワード」から新しいパスワードへの変更や、当社株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社が発行する専用の電子証明書の取得をお願いすることになりますので、ご了承願います。

なお、「議決権行使コード」は株主総会の招集のつど新しいコードをご通知いたしますが、ご登録いただきましたパスワードは継続してご利用いただくこととなりますので、パスワードの管理には十分ご注意願います。

(2) パソコンのご利用環境について

パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、管理者権限の無いユーザー（一般ユーザー等）でログインされている場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、議決権行使サイトにおけるインターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、その旨ご了承ください。

(3) 携帯電話について

携帯電話を用いたインターネットによる議決権行使もご利用いただけます。

ただし、次のサービスがご利用可能であることが必要です。

・EZweb ・iモード ・Vodafone live!



ご利用に際して、QRコード読み取り機能を搭載した携帯電話をご利用の場合は、右のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。

なお、セキュリティ確保のため、SSL通信（暗号化通信）及び携帯電話情報送信が可能な機種のみ対応しております。このため、上記サービスがご利用可能であっても、携帯電話の機種によってはご利用できない場合がございますので、ご了承ください。（ご利用可能機種につきましては、後記のヘルプデスクまでお問い合わせください。）

（「iモード」は株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「Vodafone live!」はVodafone Group Plc、QRコードは株式会社デンソーウェーブの商標又は登録商標です。）

3. 複数にわたり行使された場合の議決権のお取扱いについて

- (1) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットによって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

4. 次回からの招集ご通知のご送付について

ご希望の株主様には、次回の株主総会から電子メールで招集ご通知を送信させていただきます。なお、この場合郵便による送付はいたしませんのでご注意ください。お申し込みにつきましては、議決権行使サイトにおいて受け付けておりますので、ご希望の株主様はぜひお手続きください。（携帯電話ではお手続きできません。また、携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんので、ご了承ください。）

以 上

システムに関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話番号：（0120）173-027（通話料無料）
受付時間 9：00～21：00